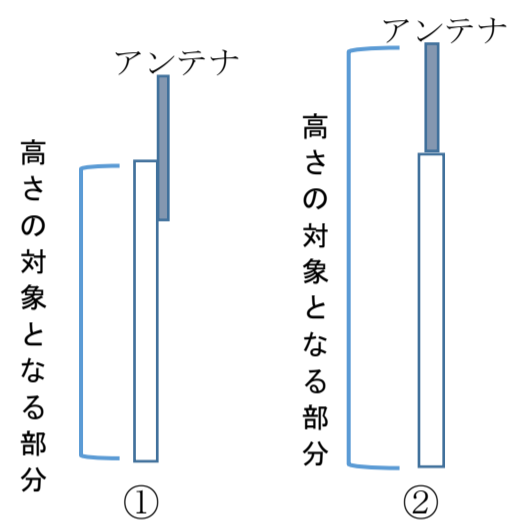


三重県景観計画に基づく届出制度に関するQ&A (更新日:令和2年8月24日)

【携帯電話基地局に関して問い合わせの多い質問】

番号	質問	回答
1	高さ13mを超える携帯電話基地局は届出の対象とされているが、アンテナの高さは含まれるのか。	<p>アンテナの取り付け方により、以下のとおり取扱いが異なります。</p> <p>①アンテナを持ち出してコンクリート柱等に取り付ける場合は、アンテナの高さは含みません。なお、アンテナを持ち出して取り付ける場合でも、建築確認の対象（高さ15m超）となる場合は、届出の対象となります。</p> <p>②鋼管柱等の上に一体的に取り付ける場合は、アンテナの高さも含みます。</p>  <p>The diagram consists of two parts, ① and ②. Part ① shows a vertical concrete pillar with a bracket on top. A blue antenna is attached to the bracket. A vertical line indicates the height of the pillar, labeled '高さの対象となる部分' (Height subject to regulation). The antenna is labeled 'アンテナ'. Part ② shows a vertical steel pipe pillar with an antenna integrated into its top. A vertical line indicates the total height of the pillar and antenna, labeled '高さの対象となる部分' (Height subject to regulation). The antenna is labeled 'アンテナ'.</p>
2	既存の携帯電話基地局にアンテナを交換又は追加する場合は、届出は必要か。	交換又は追加するアンテナの変更面積（表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積）が10㎡以下の場合は、届出は不要です。
3	既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出は必要か。また、事前相談は必要か。	従前と同じ色に塗り替える場合は、色彩の変更に該当しないため届出は不要です。また、事前相談も不要です。
4	既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は色彩の変更にならないため届出は不要とされているが、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出は必要か。	色彩の変更に該当するので、届出は必要です。
5	既存の携帯電話基地局に付属しているメンテナンスボックスなどの付属物を交換又は追加する場合は、届出は必要か。	交換又は追加するメンテナンスボックスなどの付属物の変更面積（表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積）が10㎡以下の場合は、届出は不要です。
6	携帯電話基地局の横にある地上設置型機器を交換又は塗装を塗り替える場合は、届出は必要か。	地上設置型機器は届出対象ではないため、届出は不要です。
7	建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合、届出の対象となるか。	建築物の上端から、携帯電話基地局の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から携帯電話基地局の上端までの高さが13mを超える場合は、届出が必要です。
8	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。	届出は必要です。